

看護学部自己評価点検報告書

2020年4月（開設4年目）

秀 明 大 学

1.はじめに

令和2年4月、看護学部は完成年度を迎えるにあたり、認可申請時の「設置の趣旨等を記載した書類」に記載した内容がどのように履行できているか自己点検評価を実施した。特に、平成30年12月に実施された履行状況調査の際にいただいた意見に対しては、その対応を記載した。開設後3年のため、今後、履行し、その結果を検証しなければ評価できないものもある。その場合には計画変更の有無、準備状況を記載した。

2.認可時の計画と開設時点での自己点検評価結果

認可時の計画	自己点検評価の結果
(1) 看護学部設置の趣旨 ①建学の精神、本学の目的の具現化を目ざし、社会に貢献する看護職の養成を目ざす 看護学部を新設しようとするのは、この本学の建学の精神、目的の具現化を目ざし、現在わが国で急務とされている看護分野で活躍する人材を養成して社会的使命を果たそうとするものである。 ②設置しようとする看護学部の教育上の目的 看護学部看護学科は、生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、科学的根拠に基づいた質の高い看護実践能力、グローバル社会で活躍できる英語力と国際感覚、医療現場におけるITスキルと看護に必要な情報の活用能力、主体的な学修態度と自己研鑽の力を修得し、看護職として将来にわたって地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護師、保健師の育成を目的とする。 ③養成する人材像 この目的を踏まえて養成するのは、次の1～5の人材像を全て満たす人材である。 1. ナイチンゲール・スピリッツに基づく看護の知・技・心が調和した人 2. グローバル社会で活躍する英語力と国際感覚を持った人（イギリス研修） 3. ITスキルを獲得し、医療現場における看護に必要な情報を的確に活用できる人 4. 主体的な学修態度を身につけ、知識や技術の統合力、問題解決能力や創造力などを磨いて、生涯を通じて自己研鑽に励み、質の高い看護を实践できる人 5. 地域包括ケアシステムの中で、地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮できる人 ④教育研究上の具体的な到達目標、学生に修得させる資質・能力等 1. 幅広い教養と豊かな人間性、倫理的感受性 2. 人間の健康と疾病に関する科学的根拠に基づいた看護の基盤となる最新の知識 3. 看護学の最新の知識と技術の修得による科学的根拠に基づいた看護実践能力 4. 変化する時代のニーズに対応できるグローバルな広い視野と看護職に必要な英語力 5. ITスキルと医療現場における看護に必要な情報を的確に活用する力 6. 主体的な学修と生涯自己研鑽に励む態度、知識や技術の統合力、問題解決能力や創造力など、質の高い看護を实践する力 7. 地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮する力	①教育研究上の理念・目的に変更はない。 ②この理念・目的を実現するためには、看護学部所属教員はもとより、本学に所属する全教職員がそれを理解し、あらゆる場面においてその実現に努力することが必要である。そのため学部初年度生の教育活動を行うにあたり、「設置の趣旨」に基づいて1つ1つの講義や演習、活動が果たすべき役割について検討し、実施した。 ③入学した学生に対しても、ガイダンス期間を利用して「看護職に求められる資質・能力」「どのような看護師を目指すか」について意識するように、周知徹底した。 ④養成する人材像に変更はない。 前述の理念・目的と同様、全教職員に研修会、学生にはガイダンスや各教育活動の開始の折に周知徹底した。

2. 学部・学科等の特色

この本学の建学の精神ならびに特色を踏まえ、わが国で急務とされている地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる看護職を育成するために、以下の特色を持った看護学部を設置する。

(1) ナイチンゲール・スピリッツに基づく看護の知・技・心が調和した人材の育成

(2) グローバル社会で活躍する英語力と国際感覚を持った人材の育成(イギリス研修)

グローバル化する社会に対応して、グローバルな視野で人々の健康課題を理解し、看護を実践できる、英語力と国際感覚を身につけた人材を養成する。

①医療・看護の現場で必要となる英語力の涵養

②イギリス研修

(3) 医療現場における看護に必要な情報を的確に活用できる人材の育成

(4) 主体的な学修態度を身につけ、生涯を通じて自己研鑽し続ける人材の育成

(5) 地域包括ケアシステムの中で連携・協働し、看護の専門性を発揮できる人材の育成

3. 学部・学科等の名称及び学位の名称

本学部の教育研究分野は「看護学」であり、学部学科の教育研究内容から学部、学科の名称は次のとおりとする。

学部の名称：看護学部 (Faculty of Nursing)

学科の名称：看護学科 (Department of Nursing)

また、所定の単位を取得して卒業する者には「学士(看護学)」(Bachelor of Nursing)の学位を授与する。

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成方針(カリキュラムポリシー)

教育課程の編成方針は次のとおりである。

①学部・学科の特色に変更はない

②ナイチンゲール・スピリッツに基づく看護の知・技・心が調和した人材を育成するために、教養科目、総合教養演習Ⅰ～Ⅴ、基礎医学、看護専門科目を計画通り開講した。

教養科目では、「国語表現法」「経済社会学」などの科目を開講した。

「総合教養演習Ⅰ～Ⅴ」では、全教員がファシリテータとして学修をサポートした。基礎医学では、「解剖生理学」「疾病と治療」などの科目を開講した。看護専門科目では、基礎看護学、成人看護学など8分野の看護科目を開講した。

③グローバル社会で活躍する英語力と国際感覚を持った人材を育成するために、8単位の必修英語科目の開講、イギリス留学を実施した。

「看護英語基礎」「看護英会話」「看護英語リーディング」では、医療・看護現場で活用できる英会話を含めた教育を行うとともに、イギリス研修を通して必要な英語力を身につけるために開講した。

2年次の7月下旬に2週間のイギリス研修を実施した。近代看護学の発祥地ですでに多民族が共存しているイギリス社会を視察することは、将来看護師として活躍する学生にとって貴重な体験となった。また、現地の病院を訪問し、イギリスの医療・看護現場を見学する機会を設けた。10日間のホームステイを設定し、異文化体験を通して交流を図る機会を提供した。

④医療現場における看護に必要な情報を的確に活用するために、「コンピュータリテラシー」「保健統計学」「看護情報論」を開講した。

⑤主体的な学修態度を身につけ、生涯を通じて自己研鑽し続けることができる能力を身につけるために、「救急看護学」「災害看護学」など専門性の高い科目、「看護研究方法論」などを開講した。

⑥地域包括ケアシステムの中で連携・協働し、看護の専門性を発揮できるように、「総合教養演習Ⅰ～Ⅴ」、「看護コミュニケーション」「家族看護論」や「公衆衛生看護学概論」などを開講した。

①学部・学科の名称に変更はない。

1. 生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性の涵養、高い倫理的感受性を高めるために多様な教養科目を【基礎分野】に置く。
2. 看護の対象としての人間の健康と疾病を科学的根拠に基づいて理解するために、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進について学ぶ科目を【専門基礎科目】に置く。
3. 看護学の最新の知識と技術を修得するために、各看護学分野の対象の特徴、看護の方法に関する科目を【専門分野Ⅰ】【専門分野Ⅱ】に置く。
4. グローバル社会で活躍できる英語力、国際感覚を高めるための英語科目を【基礎分野】に置く。(イギリス研修を含む)
5. 医療現場における看護に必要な情報を的確に活用するためにITスキルを獲得できる科目を【基礎分野】におく。
6. 身につけた知識や技術を統合し、問題解決と新たな看護の創造につなげていく能力や自己研鑽し続ける能力を育成するために、「救急看護学」「災害看護学」などのスペシャリティの高い科目を【統合分野】におく。
7. 地域包括ケアシステムの中で、地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮できるための公衆衛生学や保健医療福祉行政学などに関する科目を【専門基礎分野】の[健康科目]ならびに【保健師専門分野】におく。

(2) 教育課程編成の考え方と特色

本学部教育課程は、2013年(平成23年)の「大学における看護系人材養成のあり方に関する検討会最終報告」を踏まえ、幅広い教養と豊かな人間性身につけ、看護職としての実践能力を高め、様々な情報を的確に活用し、医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応した看護が実践でき、主体的に自己研鑽して保健、医療、福祉に貢献できる、国際性豊かな人材養成を目指している。

授業科目は、【基礎分野】【専門基礎分野】【専門分野Ⅰ】【専門分野Ⅱ】【統合分野】【保健師専門分野】の6科目群から構成する。4年間の授業は、学生の成長段階に応じて、豊かな人間性を高める教養教育と英語、ITスキルの獲得を中心とした【基礎分野】、看護の対象としての人間の特徴を理解するための基礎医学を中心とした【専門基礎分野】、看護の対象を取り巻く社会・基礎的な看護の知識・技術に関する【専門分野Ⅰ】、看護の専門分野の知識・技術に関する【専門分野Ⅱ】、地域における看護や専門性の高い看護、研究に関する【統合分野】、さらに保健師国家試験受験資格を取得する【保健師専門分野】へと発展させる配当年次としている。

①教育課程編成の考え方に変更はない。教育課程はこの考え方に基づいて予定どおり編成し、1年次配当科目は全て開講した。また、2年次・3年次の配当科目についても年間を通して開講できるように手配した。

②教育課程の特色に変更はない。特色となる科目は全て予定通り編成し、1・2・3年次配当科目は全て開講または開講手配した。また、専任・兼任を問わず、全授業担当者に対して、本学部の教育課程の特色を踏まえて実施するよう求め、その特色が講義に反映されるよう配慮した。また、毎時間ごとの詳細シラバスを作成させ、教科ごとの責任者が点検をした上で、計画どおりの特色ある教育課程となるよう努めている。なお、この詳細シラバスはWeb上で学生に公開している。

①基礎分野

【基礎分野】には、生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性の涵養、倫理的感受性を高めるための教養科目として「総合教養演習Ⅰ～Ⅴ」、「教養数学（選択）」、「教養生物（選択）」を置く。また、グローバル社会で活躍できる英語力と国際感覚を高めるための「看護英語基礎Ⅰ・Ⅱ」、「看護英語リーディングⅠ・Ⅱ」、「看護英会話基礎Ⅰ・Ⅱ」、「看護英会話中級Ⅰ・Ⅱ」などの英語科目（イギリス研修を含む）を置く。さらに、医療現場における看護に必要な情報を的確に活用するためのITスキルを獲得できる科目として「コンピュータリテラシーⅠ・Ⅱ」を置き、合計17科目で【基礎分野】を構成する。このうち「総合教養演習Ⅰ～Ⅴ」は、生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性の涵養、高い倫理的感受性を高めることを目的に1年次前期から3年次前期までの5期連続の科目として置くもので、Ⅰでは、自己と他者の関係性、Ⅱでは、対象を理解し援助するための方法、Ⅲでは、対象の尊厳と権利を擁護することの重要性、Ⅳでは、各自が興味を持って選択した看護分野の調査・研究、Ⅴでは、多職種協働、医療連携を推進するための看護職の役割について考察し、チーム医療の理解を目的としてグループワークによる演習を行う。この「総合教養演習Ⅰ～Ⅴ」は本学部教育課程における特色の一つであり、【統合分野】の「看護研究」の基礎科目としても位置づけている。

また、看護英語系の科目も本学部の特色の一つである。医学・看護の分野における専門用語、英文症例報告やカルテなどで使用される文書表現を理解・修得するとともに、看護の現場でそれらを用いた実用的な会話ができることをねらいとする。

②専門基礎分野

【専門基礎分野】は[専門基礎科目]（14科目）と[健康科目]（5科目）の計19科目を配置した。

[専門基礎科目]は、看護の対象としての人間の健康と疾病を科学的根拠に基づいて理解するために、看護学の知識・技術を学ぶうえで、より具体的に必要となる基礎医学の知識を学ぶものである。人体の形態や機能を系統的に理解するために「生理学」、「解剖生理学Ⅰ・Ⅱ」、「生化学」を、疾病につながる人体への影響や反応を理解するために「病理学」、「免疫学」、「微生物学・感染症学」「疫学」を配置した。さらに、疾病の特徴と治療を理解するための「薬理学」、「臨床栄養学」、「疾病と治療Ⅰ」（内科系疾患）、「疾病と治療Ⅱ」（外科系疾患）と医療を受ける人々の心理的特徴や人権を守ることの重要性を理解するための「臨床心理学」、「生命倫理学」を配置した。

また、[健康科目]には、健康増進・疾病予防や疾病・障害の現状や支援制度を理解するための「社会福祉学」「保健医療福祉行政論Ⅰ」「公衆衛生看護学概論」、「生活環境と健康」と保健・医療の現状を科学的根拠に基づいて理解する科目として「保健統計学」を配置した。

③専門分野Ⅰ

【専門分野Ⅰ】では、看護の基礎となる看護学の理論や技術を教授する[基礎看護学科目]を置いた。この[基礎看護学科目]には、看護の基礎となる理論や技術を理解する科目として、「基礎看護学概論Ⅰ～Ⅱ」、「看護倫理」、「看護過程」、「フィジカルアセスメント」、「看護技術論」、「共通看護技術」、「医療支援技術」、「生活援助技術」を配置した。また、看護の対象との基本的なコミュニケーション技術を習得するために、「看護コミュニケーション」を置く。「基礎看護学実習Ⅰ」は、看護実践の実際と医療専門職との連携の理解のために1年次前期終了後に配置し、「基礎看護学実習Ⅱ」は、基本的な看護過程を展開できる2年次前期終了後に配置した。

④専門分野Ⅱ

【専門分野Ⅱ】では、「深く看護学の学術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という本学部の理念を踏まえ、看護学の最新の知識と技術を修得するために必要な科目として、各看護学分野の対象、看護方法に関する講義と演習、及び臨地実習を設置した。

1)成人看護学

[成人看護学科目]には、成人看護学の対象および成人看護学に必要な基本的な看護技術を理解するために、1年次前期から3年次前期まで「成人看護学概論」、「成人看護の方法（急性期）」、「成人看護の方法（慢性期）」、「成人看護の方法（周手術期）」を配置した。さらに、成人看護学で学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するために、3年次後期から4年次前期に「成人看護学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を配置した。

2)老年看護学

[老年看護学科目]には、老年看護学の対象および老年看護学に必要な基本的な看護技術を理解するために、1年次前期から3年次前期まで「老年看護学概論」、「老年看護の方法Ⅰ・Ⅱ」を配置した。さらに、老年看護学で学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するために、3年次後期から4年次前期に「老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ」を配置した。

3)小児看護学

[小児看護学科目]には、小児看護学の対象および小児看護学に必要な基本的な看護技術を理解するために、1年次後期から3年次前期まで「小児看護学概論」、「小児看護の方法Ⅰ・Ⅱ」を配置した。さらに、小児看護学で学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するために、3年次後期に「小児看護学実習」を配置した。

4)母性看護学

[母性看護学科目]には、母性看護学の対象および母性看護学に必要な基本的な看護技術を理解するために、1年次前期から3年次前期まで「母性看護学概論」、「母性看護の方法Ⅰ・Ⅱ」を配置した。さらに、母性看護学で学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するために、3年次後期に「母性看護学実習」を配置した。

5)精神看護学

[精神看護学科目]には、精神看護学の対象および精神看護学に必要な基本的な看護技術を理解するために、1年次後期から3年次前期まで「精神看護学概論」、「精神看護の方法Ⅰ・Ⅱ」を配置した。さらに、精神看護学で学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するために、3年次後期に「精神看護学実習」を配置した。

⑤統合分野

【統合分野】では、高い看護実践力を具えた人材を育成するという本学部の理念を踏まえ、身につけた知識や技術を統合し、問題解決と新たな看護を創造する能力や自己研鑽し続ける能力を育成するため、また、地域包括ケアシステムの中で、地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮できる人材を育成するために[在宅看護学科目]と[看護の統合と実践科目]を配置した。

1)在宅看護学

[在宅看護学科目]には、在宅看護学の対象および在宅看護学に必要な基本的な看護技術を理解するために、1年次後期から3年次前期まで「在宅看護学概論」、「在宅看護の方法Ⅰ・Ⅱ」「家族看護論」を配置した。さらに、在宅看護学で学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するために、3年次後期に「在宅看護学実習」を配置した。

2)看護の統合と実践科目

[看護の統合と実践科目]では、専門性の高い看護専門科目を自ら選択し、主体的に学修する科目として、3年次前期には、「救急看護論」、「感染看護論」、「災害看護論」、「看護管理学」、「看護人類学」の5科目の中から2科目を選択必修科目として配置し、4年次後期には、「クリティカルケア論」、「緩和ケア論」、「創傷ケア論」、「リハビリテーションケア論」、「性の健康看護論」の5科目の中から2科目を選択必修科目として配置した。また、研究のプロセスを通して、看護の課題解決能力を高める科目として、「看護研究方法論」、「看護研究」を配置した。さらに、2年次後期には地域で生活する健康な小児と成人の理解を深める「公衆衛生看護学実習Ⅰ」、4年次前期にはそれまでに学んだ知識と技術を統合して看護実践の場で展開するための「総合実習」を配置した。

⑥保健師専門分野

【保健師専門分野】では、地域包括ケアシステムの中で、地域の医療専門職と連携・協働できる専門職としての保健師を養成するために、個人・家族・集団・組織を含む、地域の人々の健康増進、疾病予防、疾病や障害のある人々への社会資源の活用等を理解する科目として1年次後期から4年次後期まで「公衆衛生看護学概論」、「公衆衛生看護対象論」、「公衆衛生看護技術論」、「公衆衛生看護診断論」、「公衆衛生看護管理論」を配置した。また、保健師として保健・医療・福祉システムを理解する科目として「保健医療福祉行政論Ⅱ」を3年次前期に配置した。さらに、公衆衛生看護学に関する知識と技術を統合して、地域での公衆衛生看護実践の場で展開するために、4年次に地域で生活する人々に対する保健師活動を実践する「公衆衛生看護学実習Ⅱ」を配置した。

(3) カリキュラムツリー (科目関連図)

カリキュラムポリシーと教育課程上の各科目、ディプロマポリシー（養成する人材像）の関連はカリキュラムツリーのとおりである。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 編成の基本的な考え方

①学部管理職

学部マネジメントが円滑に行われるよう本学部に学部長兼学科長を置くとともに学部の教務を担当する学部教務主任（教授職）を看護師課程と保健師課程にそれぞれ1人ずつ置く。

②学部専任教員

学部には次の専任教員を置く。

各分野・領域の専任教員配置数

分野	領域	教授	准教授	専任講師	助教	合計
基礎分野	基礎科目	3				3
専門基礎	専門基礎科目	1				1
	健康科目					
専門分野Ⅰ	基礎看護学	1		1	1	3
専門分野Ⅱ	成人看護学	2		1		3
	老年看護学	1		1	1	3
	小児看護学	1		1	1	3
	母性看護学	1	1		1	3
	精神看護学	1	1		1	3
統合分野	在宅看護学	1	1	1		3
保健師専門分野	公衆衛生学	2	1			3
合 計		14	4	5	5	28

(2) 編成の特色

①分野・領域ごとにバランスよく人員を配置

各分野・領域の教育研究活動を確立するため、上の表のとおり分野・領域ごとにその領域を専門とする専任教員を職位のバランスも配慮して配置した。また、教養教育を重視する観点から、基礎分野には、教養生物学、教養数学、看護英語担当の核となる専任教授を各1人、専門基礎には医学博士をもつ専任教授を1人配置した。特に看護英語は本学部の特色の一つとなるため、医療・看護英語を研究テーマの一つとする教授を配置した。

①学部管理職の組織に変更はない。

学部マネジメントは、学部長兼学科長の下円滑に行われている。教務については、看護師課程・保健師課程をあわせて3名の教員が担当している。

②教員組織の人数を増員した。平成30年度までに予定どおり29人の専任教員が就任した。

学部には次の専任教員を置く。

各分野・領域の専任教員配置数

分野	領域	教授	准教授	専任講師	助教	合計
基礎分野	基礎科目	2				2
専門基礎	専門基礎科目	2				2
専門分野Ⅰ	基礎看護学	3		1	1	5
専門分野Ⅱ	成人看護学	1		1	1	3
	老年看護学	1		1	1	3
	小児看護学	1		1	1	3
	母性看護学	1	1		1	3
	精神看護学	1		1	1	3
統合分野	在宅看護学	1	1	1		3
保健師専門分野	公衆衛生学	1	1			2
合 計		14	3	6	6	29

(2) 編成の特色

①予定通りバランスよく人員を配置したため各教員が自身の能力を十分に発揮できる環境となっている。特に看護英語では、学部のDPに1つとなるグローバル教育に則して、イギリス短期留学のための準備教育の核となっている。また、専門基礎の専任教員による解剖学見学実習の実施は、看護学を学ぶ学生の意識付けに大きな効果を挙げている。

専門分野Ⅰ（基礎看護学）には教授1人、専任講師1人、助教1人の計3人、専門分野Ⅱならびに統合分野の7領域にはそれぞれ1人の教授とともに准教授、専任講師、助教のいずれかを合わせて3人の教員を配置する。学部全体では教授14人、准教授以下14人の合計28人で教員組織を編成する。また、助手は9人を予定している。

②年齢構成

完成年度末における専任教員の年齢構成は、70歳以上2人、65歳～69歳9人、60歳～64歳3人、50歳～59歳9人、40歳～49歳4人、30歳～39歳1人であり、60歳以上が14人、60歳未満も14人と均衡がとれている。教育研究の水準と継続性の維持のため、全体的に教員の年齢構成が高く偏らないよう配慮した。

なお、設置2年目に本学の定年（70歳）を超える教員1人については、心身共に健康であり、優れた研究業績と豊かな教育経験、教育研究に対する情熱を持っていることから、「学校法人秀明学園定年規程」に従って、理事会の議決を経て完成年度まで定年を延長することを決めている。

③専任教員は看護職としての豊かな経験と専門領域における教育研究の実績が豊富であり、大学人としての見識を有するとともに、実習施設で臨地実習指導者らと教育内容を連携できる人材を配置した。

専任教員28人の取得学位の内訳は博士13人、修士15人である。職位ごとの取得学位は次の表のとおりであり、教育研究業績に応じた職位となっている。

専任教員の職位別学位保有状況（人）

	教授	准教授	専任講師	助教	計
博 士	10	2	1	0	13
修 士	4	2	4	5	15
学 士	0	0	0	0	0
計	14	4	5	5	28

また、専任教員28人のうち看護師免許を取得している者は24人である。看護師免許を持たない4人の教員は全て基礎分野（教養科目）の担当であり、看護学の専門科目を担当する24人はすべて看護師免許の保有者である。また、その24人のうち保健師免許も併せて有する教員は12人であり、看護師・保健師を養成するにふさわしい教員組織となっている。

平成30年度現在、基礎看護学分野に教授3名が在籍している。

②年齢構成

平成30年現在の専任教員の年齢構成は、70歳以上1人、60歳～69歳11人、50歳～59歳8人、40歳～49歳6人、30歳～39歳3人であり、60歳以上が12人、60歳未満が17人となっている。

当該教員については、予定通り定年が延長された。

平成30年度に看護学部において専任教員と助手を含めて看護学実習の指導に当たる者は、全員実務家教員たる経験と資質を持つことを確認した。

専任教員29人の取得学位の内訳は博士14人、修士15人である。職位ごとの取得学位は次の表のとおりであり、教育研究業績に応じた職位となっている。

専任教員の職位別学位保有状況（人）

	教授	准教授	専任講師	助教	計
博 士	11	2	1	0	14
修 士	4	2	4	5	15
学 士	0	0	0	0	0
計	15	4	5	5	29

専任教員の中の看護師免許取得者数は25名となっている。また、その25人のうち保健師免許も併せて有する教員は11人であり、予定通り看護師・保健師を養成するにふさわしい教員組織となっている。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

①授業の方法

本看護学部看護学科の授業方法は、その授業の目的、教育内容に合わせて適切な方法をもって行う。

看護理論、看護の対象、看護技術の基礎などの理解を目的とする授業は、原則として講義形式で行うが、少人数によるグループ学修、双方向型学修など、学生が主体的に学修する学生参加型の授業形態を積極的に取り入れる。

各分野の看護技術の習得を目的とする授業は、講義と演習を組み合わせた演習形式の授業形態とし、各看護技術の理論と実践が知識・技術・態度として定着するように展開する。

看護技術の演習では、2～5人の専任教員が協働して指導にあたり、事前学修・事後学修ができるように実習室の環境を整え、学生が主体的に学修し、看護技術が達成できるところまで指導する。

②学生数の設定

教育目的を効果的に達成するために、授業科目の授業形態に合わせて、講義形式ではグループ学修も含めて30～80人、演習形式では講義と演習を組み合わせた演習で30～80人、臨地実習では原則1学年80人を8人ずつ10班に分けてスケジュールを組み、さらに実習内容や指導者数、病棟数をもとに2～5人程度のグループに細分化する。

③配当年次

4年間の授業は、学生の成長段階に応じて、豊かな人間性を高める教養教育を中心とした「基礎分野」、看護の対象としての人間の特徴を理解するための基礎医学を中心とした「専門基礎分野」、看護の対象を取り巻く社会・基礎的な看護の知識・技術に関する「専門分野Ⅰ」、看護の専門分野の知識・技術に関する「専門分野Ⅱ」、地域における看護や専門性の高い看護、研究に関する「統合分野」、さらに保健師国家試験受験資格を取得する「保健師専門分野」へと発展させるような配当年次としている。

④履修科目の登録上限（CAP制）

学修効果を高めるために、標準的な履修単位の上限は半期23単位とする。なお、保健師教育課程の学生はこの限りではなく、保健師教育課程に必要な科目を履修することができる。

⑤成績評価

卒業時の学生が身に付ける能力を担保するために、あらかじめ、学生に対して、授業における学修の目的・目標、目標を達成するための授業内容・方法、達成レベルを授業計画に明示する。成績評価は、各科目の授業内容に合わせて評価基準を提示し、これに基づき評価を行い、GPAも併記する。

⑥シラバスの作成

4年間の履修計画、学修目標が明確になるように、すべての授業科目について、授業目的・目標、授業内容・方法、評価方法、事前事後学修について記載し、学生の学修に役立てる。

⑦担任・アドバイザー制度の導入

少人数担任制（各学年13～14人の学生に対して専任教員1人）により、学生生活や履修方法に関する相談に応じ、学生の状況に合わせたきめの細かい個別相談・指導体制を整える。

(1) 教育方法

①授業の方法

看護理論、各看護学概論、看護技術の基礎など理解を目的とする授業は原則として講義形式で行い、学修目的によっては少人数によるグループ学修など、学生主体の参加型授業形態で進めている。

また、各分野の看護技術の習得を目的とする「看護の方法Ⅰ・Ⅱ」の授業は、講義・演習を組み合わせた演習形式の授業形態とし、理論と実践が知識・技術・態度で定着するよう、実習室の環境を整え、シラバスや授業内で事前学修・事後学修等を明確にし、学生が主体的に学修できるよう取り組んでいる。

基礎科目の1年前期から3年前期までに段階的に配置された総合教養演習Ⅰ～Ⅴでは、アクティブラーニングスペースを有効活用し、学生主体の少人数による双方向参加型グループ学修によって、各科目の目標達成に成果をあげている。看護技術演習、グループ演習等の授業形態では十分な教員数を配置し、きめ細やかな教育を実現している。

②学生数の設定

学生数の設定は、1学年を6組に分け、科目によって3組合同、または学年一斉授業とし、英会話など演習科目においては2組合同の少人数制による授業を展開している。

臨地実習では、原則1学年を10グループに分けてスケジュールを組んでおり、さらに、指導者数、病棟数をもとに2～5人程度のグループに細分化して学生配置している。

③配当年次

科目の配当年次は、カリキュラムポリシーに基づいて配置し、非常勤講師による集中講義科目も配当年次内、学期内に配置している。

④履修科目の登録上限

標準的な履修単位の上限は半期23単位であるが、集中講義科目や実習科目、保健師教育課程の科目は23単位外に位置付けている。

⑤成績評価

シラバスに授業における学修の目的・目標、各回の授業内容および評価基準を明記し、学生に提示している。

⑥シラバス

1年次から3年次までの学年進行状況に合わせ、実習科目を除く授業科目のシラバスを作成し、学生に提示している。

⑦担任・アドバイザー制度の導入

各学年16人から26人の学生に対し専任教員1人の担任を割り当て、きめ細かい個別相談・指導体制をとっている。開設3年目より各学年に1人の担任補佐を配置している。

（２）履修指導方法

履修指導は、毎学年当初のオリエンテーションにおいて、卒業までの履修計画に基づいて、各学年で履修すべき必修科目、選択必修科目、選択科目について説明し、学生への周知を図る。本学部では、看護師教育課程と保健師教育課程の2つの教育課程があり、全学生80人のうち、看護師教育課程は60人、保健師教育課程は20人である。保健師教育課程は、2年次後期終了時に選抜を行う。選抜方法は「保健師課程履修者の選抜実施要項」【資料22】のとおりである。また、3年次と4年次には、各学年の5科目の選択科目から2科目を選択必修科目として選択する。

保健師教育課程については、選択希望者が多いことが予想されるため、1年次から選抜基準、選抜者を決定するプロセスなど、2年次後期終了時に選抜者が決定するまで、きめの細かい履修指導を定期的に行う。なお、保健師教育課程の選抜から漏れた学生については、卒業後に保健師国家試験受験資格が取得できる大学院・大学専攻科などの情報を提供し、進学の道を示すなどのフォローを行う。

各学年のオリエンテーション内容は以下の通りである。

①1年次

- ・1年次から4年次までの履修計画の全体像について説明する。
- ・看護師教育課程と保健師教育課程があることを説明する。特に、保健師教育課程については、選抜が2年次後期終了時にあること、選抜基準、選抜者の決定プロセスについて説明する。
- ・1年次の履修科目について説明し、科目選択の助言・指導を行う。

②2年次

- ・2年次の履修科目について説明し、科目選択の助言・指導を行う。
- ・2年次後期終了時までの保健師教育課程選抜のプロセスについて説明し、保健師教育課程の選抜に関する情報を周知する。

③3年次

- ・3年次の履修科目について説明し、選択必修科目など、科目選択の助言・指導を行う。
- ・3年次後期から始まる分野別実習科目については、分野別に実習内容を説明し、助言・指導を行う。
- ・保健師教育課程の学生については、保健師教育課程に必要な選択科目について、助言・指導を行う。

④4年次

- ・4年次の履修科目について説明し、選択必修科目など、科目選択の助言を行う。
- ・4年次前期の実習科目については、分野別に実習内容を説明し、助言・指導を行う。
- ・保健師教育課程の学生については、保健師教育課程に必要な公衆衛生看護学実習Ⅱについて実習内容を説明し、助言・指導を行う。

（３）卒業要件

①単位の算定基準は、学部規定及び履修規定で定める。卒業要件は、看護師教育課程は130単位であり、授業科目の時間数ならびに単位数は以下の通りである。

	時間数	単位数
講 義	15 時間	1 単位
演 習	30 時間	1 単位
実 習	45 時間	1 単位

（２）履修指導方法

履修指導は、毎年前期・後期初めにガイダンス期間を設け、1年次から3年次までの各学年に対し、履修すべき必修科目・選択必修科目、選択科目について説明した。1年次から3年次までの各学年のオリエンテーションについては、左記のとおりである。1年次の基礎看護学実習Ⅰ、2年次の基礎看護学実習Ⅱはオリエンテーションを数回行い、周知を図り実施した。保健師教育課程の選抜は後期終了時に行い、1期生35人中17人が希望し、選抜の結果16人が保健師教育課程で学んでいる。

（３）卒業要件

①単位の算定基準

看護師教育課程の卒業要件に変更はない。

②卒業要件 次の1)～6) を卒業要件とする。 1) 本学に4年以上在籍すること。 2) 学部の定める必修科目120単位をすべて修得すること。 3) 選択科目として、【基礎科目分野】または他学部開設科目から6単位を修得すること。 4) [看護の統合と実践科目]の5科目「救急看護論」、「感染看護学」、「災害看護論」、「看護管理学」、「看護人類学」のうちから2科目2単位を修得すること。 5) [看護の統合と実践科目]の5科目「クリティカルケア論」、「緩和ケア論」、「創傷ケア論」、「リハビリテーションケア論」、「性の健康看護論」のうちから2科目2単位を修得すること。 6) 必修科目と選択科目を合わせて130単位を修得すること。 また、保健師の資格を取得する場合は、卒業要件の他に保健師専門科目12単位と専門基礎科目の「疫学」2単位を修得すること。なお、養護教諭2種免許を申請しようとする場合は、他学部開設科目の「スポーツ演習Ⅰ」、「日本国憲法」を修得すること。 7. 施設、設備等の整備計画 (1) 校地、運動場の整備計画 (2) 校舎等の整備計画 8. 入学者選抜の概要 本学では、本学の建学の精神・教育理念、大学の目的、学部の目的、養成する人材像、カリキュラムポリシーを踏まえて定めたアドミッションポリシーに基づいて入学者選抜を行う。 そこで入学者選抜では、大学教育を受けるにふさわしい基礎学力に加えて、将来、本学の養成する人材像にふさわしい人材となる資質を有する人物であるかを重要な観点として選抜を行う。 そのためすべての入試区分において、学力判定に加えて学修意欲や看護職として社会に貢献しようとする意志、豊かな人間性などを持つ人物であるかを見極める面接試験を実施する。 (1) 本学部の目的 看護学部は、「1. 設置の趣旨と必要性」で述べたとおり、本学の建学の精神・教育理念、大学の目的をふまえ、生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性、科学的根拠に基づいた質の高い看護実践能力、グローバル社会で活躍できる英語力と国際感覚、医療現場におけるITスキルと看護に必要な情報の活用能力、主体的な学修態度と自己研鑽の力を修得し、看護職として将来にわたって地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる看護師・保健師の育成を目的とする。	②卒業要件 左記の卒業要件1)～6)のうち、4)については看護師国家試験受験資格を満たすため、看護師教育課程は、看護の統合と実践科目の「救急看護論」「災害看護論」「看護人類学」のうちから2科目、保健師教育課程は、それに加え保健師国家試験受験資格を満たすため、「感染看護論」「看護管理学」の2科目を修得するよう履修指導を行った。 7. 施設、設備等の整備計画 (1) 校地、運動場の整備計画 (2) 校舎等の整備計画 ①校地、校舎、図書いずれも計画通りに整備した。引き続き、教育・研究環境の整備を計画的に進めていく。 8. 入学者選抜の概要 当初の予定通り実施している。 (1) 本学部の目的 本学部の目的に変更点はない。本学部の目的は、入学時など行事の折に学生に伝えられ、「履修の手引き」にも明記されている。教員、学生に浸透し、上級生の進路選択にも反映されている。
---	---

(2) 養成する人材像

この目的を踏まえて養成する人材像は次のとおりである。

1. ナイチンゲール・スピリッツに基づく看護の知・技・心が調和した人
 - ①生命にかかわる専門職としての幅広い教養と豊かな人間性の涵養、倫理的感受性のある人
 - ②人間の健康と疾病に関する科学的根拠に基づいた最新の知識を修得し、看護の基盤となる知識のある人
 - ③看護学の最新の知識と技術の修得により科学的根拠に基づいた看護実践能力を備えた人
2. グローバル社会で活躍する英語力と国際感覚を持った人（イギリス研修）
 - ①変化する時代のニーズに対応できる、グローバルな広い視野を持つ人
 - ②看護職に必要な英語力を持つ人
3. ITスキルを獲得し、医療現場における看護に必要な情報を的確に活用できる人
4. 主体的な学修態度を身につけ、知識や技術の統合力、問題解決能力や創造力などを磨いて、生涯を通じて自己研鑽に励み、質の高い看護を実践できる人
5. 地域包括ケアシステムの中で、地域の医療専門職と連携・協働し、看護の専門性を発揮できる人

(3) アドミッションポリシー

この養成する人材像を踏まえ、本学ならびに本学部は次のアドミッションポリシーを定めた。

<全学共通>

1. 学生であることの社会的立場を自覚し、真理を追究して学修に励む人
2. 様々な問題について、心を開いて語り合い、友情を培う人
3. 教養を身につけ専門分野の学修を修めて、社会に貢献しようとする人
4. 本学の学生心得を遵守できる人

<看護学部看護学科>

1. 人々の健康に関心を持ち、病める人々の苦しみに寄り添い、共感できる人
2. 看護学の知識・技術を学ぼうえで、必要な基本的知識を修めている人
3. 看護学の知識・技術を修得するために努力できる人
4. 医療チームの中で活動できるように、他者との良いコミュニケーションがとれる人

(4) 入学者選抜方法

①入試区分と募集定員、試験内容等

入学者の選抜は、指定校推薦入試（系列校含む）、アドミッションオフィス入試（AO入試）、一般入試、大学入試センター試験利用入試の4区分で実施する。

②指定校推薦入試（本学園系列校含む）

本学園が設置する3つの高等学校ならびに本学と教育提携関係にある全国約1,280校の高等学校の生徒のうち、本学を第一志望とするとともに一定の評定基準を満たし、在籍校の学校長が推薦する生徒を対象に実施する。学校長推薦書、調査書、志望理由書、面接試験をもとに、本学のアドミッションポリシーに照らして、本学が養成する看護職に求める学力、能力、資質、適性の基礎を有する人物であるかを総合的に判定する。

指定校推薦入試は1回実施する。

(2) 養成する人材像

養成する人材像に変更はない。

(3) アドミッションポリシー

アドミッションポリシーに変更点はない。

(4) 入学者選抜方法

①入試区分と募集定員、試験内容等

入学者の選抜は、指定校推薦入試（系列校含む）、アドミッションオフィス入試（AO入試）、一般入試、大学入試センター試験利用入試の4区分で実施した。

②指定校推薦入試（本学園系列校含む）

変更点は無。

③アドミッションズオフィス入試（ＡＯ入試） 看護職を第一志望とする生徒を対象に調査書、志望理由書、面接試験をもとに、本学のアドミッションポリシーに照らして、本学が養成する看護職に求める学力、能力、資質、適性の基礎を有する人物であるかを総合的に判定する。 I期～IV期に分けて実施し、各募集定員は5人とする。 ④一般入試 一般入試は、調査書、志望理由書、面接試験に加えて、国語（現代文）、英語のほか、選択1科目（数Ⅰ・A、数Ⅱ・B、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物から1つを選択）の合計3科目の学力試験を実施し、総合的に判定する。 一般入試はI期、II期の2回実施し、募集定員は1期～3期は各8人、4期は6人の計30人とする。 ⑤大学入試センター試験利用入試 大学入試センター利用入試は、調査書、志望理由書、面接試験に加えて、国語（現代文）、英語のほか、選択1科目（数Ⅰ・A、数Ⅱ・B、物理基礎、物理、化学基礎、化学、生物基礎、生物から1つを選択）の合計3科目の学力試験を実施し、総合的に判定する。 大学入試センター試験利用入試はA日程、B日程の2回実施し、募集定員は各5人、計10人とする。 （５）入学試験の運営ならびに入学者選抜体制 入学試験の運営ならびに入学者の選抜は、秀明大学入試委員会規程、秀明大学入学者選抜規程に基づいて、入試委員長を責任者として入学試験問題の作成・管理、入学試験の実施、採点ならびに成績処理、判定資料の作成などを厳正に行う。また、合格者の決定は、秀明大学入学者選抜規程に基づいて、入試委員会の審議ならびに教授会の意見を聴取して学長が行う。 ９．取得できる資格 本学看護学部看護学科の卒業要件に必要な単位を修得した場合に取得できる資格は、看護師、保健師(選択制)の国家試験受験資格である。資格取得要件は次のとおりである。 【看護師国家試験受験資格】 本学部の卒業要件である130単位を取得すること。 【保健師国家試験受験資格】 本学部の卒業要件である130単位とともに、指定科目の14単位を加え144単位取得すること。 １０．実習の具体的計画 （１）実習計画の概要 ①実習目標（実習のねらい） 臨地実習は講義や演習で得た知識や技術を統合し、科学的思考のもとに実践することにより、看護専門職として必要な看護実践能力を身に付ける重要な科目である。 講義・演習で習得した知識・技術を用いて、様々な背景（身体的・精神的・社会的特徴）、健康レベルの対象に対して看護実践を行う。看護実践では、看護の対象の健康問題を系統的に判断し、解決するための看護計画を立案、実施、評価する。また、看護実践を通して看護の対象を尊重し、個別に合わせた看護実践を行うことの必要性、チーム医療における看護職の役割等についても理解を深めることなどのねらいがある。	③アドミッションズオフィス入試（ＡＯ入試） 看護職を第一志望とする生徒を対象に調査書、志望理由書、面接試験をもとに、本学のアドミッションポリシーに照らして、本学が養成する看護職に求める学力、能力、資質、適性の基礎を有する人物であるかを総合的に判定する。 I期～IV期に分けて実施し、各募集定員は5人とする。 平成30年度以降の変更点 試験科目数が、必須の英語、選択の数学・理科のうち、2科目（必須1、選択1）または3科目（必須1、基礎選択2）となった。 ④一般入試 一般入試は、調査書、志望理由書、面接試験に加えて、平成30年度から必須教科として英語、選択科目として国語、数学、理科の中から2教科2科目選ぶ3科目入試、あるいは必須教科として英語、選択科目として国語、数学、理科の中から2教科3科目選ぶ4科目入試のいずれかを選択できる様に変更が加えられた。 令和元年度的一般入試は1期～4期の4回実施し、募集定員は1期～2期は各15人、3期は10人、4期は5人の計45人とした。 ⑤大学入試センター試験利用入試 大学入試センター利用入試は、調査書、志望理由書、面接試験に加えて、一般入試と同様の学力試験を実施し、総合的に判定した。 大学入試センター試験利用入試はA日程、B日程の2回実施し、募集定員は各10人と5人の計15人とした。 ９．取得できる資格 本学看護学部看護学科の卒業要件に必要な単位を修得した場合に取得できる資格は、看護師、保健師(選択制)の国家試験受験資格である。資格取得要件に以下のような変更が加えられた。 【保健師国家試験受験資格】 本学部の卒業要件である130単位とともに、指定科目の16単位を加え146単位取得すること。
--	--

臨地実習の具体的な目標は、次のとおりである。

- (1) 看護の対象となる人々について、対象の背景（身体的・精神的・社会的特徴）・健康レベルなどの情報から総合的に理解する。
- (2) 講義・演習で習得した看護学の知識と技術を踏まえ、対象への看護の方向性を判断し、看護計画を立案する。
- (3) 看護計画に基づき、看護技術を用いて系統的に看護を実践し、評価する。
- (4) チーム医療の一員としての看護職の役割、保健・医療・福祉関係者との連携・協働の必要性を理解する。
- (5) 臨地実習を通して、医療倫理、看護の専門性、看護実践における研究的視点の重要性について理解する。

②実習単位、主な内容、実習施設、時期、学生の配置、週間計画等

A. 実習単位、時期（学年配当）

各看護学領域の臨地実習科目の単位ならびに学年配当は次のとおりである。

- | | | |
|------------------|-----|-------|
| 「基礎看護学実習Ⅰ」 | 1単位 | 1年次前期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「基礎看護学実習Ⅱ」 | 2単位 | 2年次前期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「成人看護学実習Ⅰ」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「成人看護学実習Ⅱ」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「成人看護学実習Ⅲ」 | 2単位 | 4年次前期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「老年看護学実習Ⅰ」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「老年看護学実習Ⅱ」 | 2単位 | 4年次前期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「小児看護学実習」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「母性看護学実習」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「精神看護学実習」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「在宅看護学実習」 | 2単位 | 3年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「公衆衛生看護学実習Ⅰ」 | 1単位 | 2年次後期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「総合実習」 | 2単位 | 4年次前期 |
| (看護師、保健師課程ともに必修) | | |
| 「公衆衛生看護学実習Ⅱ」 | 4単位 | 4年次前期 |
| (保健師課程のみ必修) | | |

卒業要件130単位のうち、保健師課程必修の「公衆衛生看護学実習Ⅱ」を除く上記実習科目の合計単位数は24単位であり、教育課程の中で大きな比重を占めている。

各学年における実習の時期は臨地実習計画表のとおりである。また、カリキュラムツリーのとおり、各看護領域の概論、方法論などの履修前提科目を履修した成果を踏まえて実習することができるよう系統的に計画を組んでいる。

B. 実習の主な内容

実習の主な内容は「実習科目の概要」のとおりである。

C. 実習施設の確保の状況

実習先の確保にあたっては、次の観点をもって選定した。

- A. 本学の建学の精神ならびに看護学部目的に理解を示し、協力を仰げること。
- B. 臨地実習の目的を達成できる設備と実習指導者を擁すること。
- C. 臨地実習の分野、実習生数、実習スケジュール等で同意を得られること。
- D. 実習生と指導教員が1時間程度で移動でき、かつ安全な交通機関を利用できること。

平成27年6月19日、本学の所在地である千葉県八千代市、一般社団法人八千代市医師会、同じく八千代市内にある東京女子医科大学附属八千代医療センターから要請があり、本学を含めた4者間で「八千代市看護師確保の相互連携・協力システムに関する覚書」を締結した。そのため上記の観点をもって実習先を選定するにあたり、八千代市、八千代市医師会、東京女子医科大学附属八千代医療センターの協力を得て実習先を確保することができた。

実習先は東京女子医科大学附属八千代医療センターを中心として医療法人心和会八千代病院、医療法人心和会荒井記念ホーム（介護老人保健施設）、医療法人心和会シンワ総合健診センター、医療法人社団恵仁会セントマーガレット病院訪問看護ステーションほか訪問看護ステーション10か所、八千代市立保育園8か所、千葉県保健所13か所ならびに八千代市をはじめとする近隣市保健センター4か所の合計38施設である。

このうち公衆衛生看護学実習Ⅱの実習先である千葉県保健センター(保健所)を除き、他は全て本学の所在地である千葉県八千代市内および八千代市に隣接する市に位置している。そのため本学から路線バス、鉄道等の公共交通機関を利用した場合の所要時間は1時間以内の施設が26か所と最も多く、学生ならびに教員の移動時の負担は軽いものとなっている。

残り12か所の所要時間は、1時間以上2時間以内8か所、2時間以上3時間以内4か所であるが、これらは全て公衆衛生看護学実習Ⅱの実習先である千葉県保健センター（保健所）13か所のうちの12か所である。この千葉県保健センターでの公衆衛生看護学実習Ⅱの受入れは千葉県知事によって承諾されているが、県による具体的な実習先の割り振りの実習実施前年度となる見込みである。仮に大学からの所要時間が2時間を超える施設が指定された場合は、実習学生ならびに指導にあたる教員の宿泊場所を必ず確保する計画である。

実習施設の詳細は次の資料のとおりである。

D. 学生の配置ならびに週間計画

臨地実習時の学生、指導教員の配置ならびに週間計画はのとおりである。

③問題対応、きめ細かな指導を行うための実習委員会の設置等

臨地実習が円滑に実施できるように、学部内に「臨地実習委員会」を設置する。委員会は、本学部の各看護学領域の教員で構成する。

臨地実習委員会の主な役割は次のとおりである。

- ・ 臨地実習の目的・目標、実習水準の確保・達成のための課題の検討と解決
- ・ 臨地実習要項の作成、学生および実習施設への配布
- ・ 年間実習計画の立案と調整、実習グループの編成
- ・ 臨地実習指導者会議の企画・運営
- ・ 事前オリエンテーションならびに事後指導計画の立案・運営
- ・ 実習施設の連携・協議
- ・ 問題・事故の未然防止指導と発生した場合の対応

④学生へのオリエンテーションの内容、方法 ＜全体オリエンテーション＞ 各年度初めにオリエンテーションを開いて次の事項を指導し、実習に臨む意欲と自覚を育み、事前準備を徹底させる。 A. 実習スケジュールと各実習施設の概要 B. 実習の目的・目標、評価（全体、各実習科目） C. 事前学習（実習に関連する既習事項のまとめ、看護援助の方法等） D. 実習記録、レポート E. 実習規律と心構え、守秘義務、事故の未然防止と発生した場合の対応 F. 健康管理と感染予防の徹底 ＜実習分野ごとのオリエンテーション＞ 実習開始1か月前までに分野ごとのオリエンテーションを実施し、重要事項の再確認と事前準備の状況を把握し、必要に応じて個別指導を実施する。 A. 実習科目ごとの目的・目標の確認 B. 各実習施設の週間スケジュールと日課、交通手段 C. 各実習施設の詳細と勤務規律、注意事項 D. 実習に必要な既習事項と看護援助の方法等の確認 E. 実習記録、レポートの作成と提出方法、評価の基準と方法の説明 F. 実習規律と心構え、守秘義務、事故の未然防止と発生した場合の対応 G. 健康状況の把握と感染予防対策の確認（予防接種等履歴） H. 実習グループごとの教員と学生の顔合わせ、教員、実習施設、学生間の連絡方法 ⑤学生の实習参加基準・要件等（実習前の必要履修科目や客観的臨床能力試験（OSCE）の実施等学生の各看護専門分野の実習参加は、各看護専門分野で指定している実習前の必要履修科目の単位 ⑥実習までの抗体検査、予防接種等 健康診断、抗体検査、予防接種等の計画は次のとおりである。 ＜1年次＞4月 定期健康診断 ・胸部X線検査 ・感染症抗体価検査（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、ツベルクリン反応、B型肝炎、C型肝炎）による免疫獲得状況と感染の有無確認 ・抗体がない場合には、8月初旬から始まる「基礎看護学実習Ⅰ」までに抗体を持つようBCG等のワクチン接種を指導し、接種の証明を義務づける。インフルエンザワクチン接種も推奨する。 ＜2年次＞4月 定期健康診断 ・胸部X線検査 ・感染症抗体価検査（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、ツベルクリン反応、B型肝炎、C型肝炎）による免疫獲得状況と感染の有無確認 ・8月末から始まる「基礎看護学実習Ⅱ」までに、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎については抗体を持つようBCG等のワクチン接種を指導し、接種の証明を義務づける。インフルエンザワクチン接種も推奨する。 ＜3年次＞4月 定期健康診断 ・胸部X線検査 ・2年次までに抗体検査で抗体の獲得が得られなかった感染症がある学生は各分野の実習が始まる10月末までに抗体が得られるようワクチン等の接種と接種証明の提出を義務づける。 ・実習前検便の実施（全員） ・インフルエンザワクチン接種も推奨する。	定期健康診断検査項目のうち、結核ではツベルクリン反応検査に替えてT-Spot検査を実施、また、肝炎ではB型肝炎検査のみ実施している。
---	---

＜4年次＞4月定期健康診断

・胸部X線検査

・3年次までに抗体検査で抗体の獲得が得られなかった感染症がある学生は成人看護額実習Ⅲ、老年看護学実習Ⅱ、公衆衛生看護学実習Ⅱの実習が始まる5月末までに抗体が得られるようワクチン等の接種と接種証明の提出を義務づける。

・実習前検便の実施（全員）

・インフルエンザワクチン接種も推奨する。

⑦損害賠償責任保険、障害保険等の対策等

実習中の感染・事故が発生し、実習生、患者、実習施設等への補償の必要が生じた場合に備え、

一般社団法人日本看護学校協議会共済会の保険Willへの保険加入を義務づける。少なくとも実習開始前の加入を義務付けるとともに、可能な限り1年次から4年次までの加入を促す。

（２）実習先との契約内容

臨地実習を実施する際には本法人と実習施設との間で協議し、個々に契約を締結する。

基本的な内容は以下のとおりである。

①総則

②実習期間、実習の内容、実習生数

③実習費用、経費の支払い

④規則の遵守

⑤守秘義務、個人情報の保護

⑥保険加入

⑦損害賠償

⑧学生の健康管理、負傷・疾病

⑨実習中の事故および感染症等への対応

⑩受け入れ中止又は延期

⑪契約期間、更新

⑫協議

（３）実習水準の確保の方策

①少人数グループによる実施

臨地実習の目的は講義や演習で得た知識や技術を統合し、科学的思考のもとに医療現場で看護

を実践し、看護専門職として必要な看護実践能力を身に付けることである。したがって、実習生

一人ひとりが十分な実習の機会を得て学習効果を高めることができるよう、1学年80人を10の

グループに分け、1グループあたり8人とする。さらに1グループをA、B各4人程度の2班に

分けて実習を行う。

②実習班ごとに本学担当教員を配置

原則として1グループに1人の本学担当教員を配置し、臨地における学生の学びが深まるよう

に、きめの細かい指導を行い、実習の水準を確保する。

③各分野の責任体制

臨地実習は、「基礎看護学」「成人看護学」「老年看護学」「小児看護学」「母性看護学」「精神看護学」「在宅看護学」「公衆衛生看護学」の各分野で実施する。各分野の教授がその責任者となり、実習の水準の確保に責任を負う。「総合実習」は学部長がその責任者となる。

④実習施設との連携ならびに施設実習担当者

実習施設との事前の打ち合わせでは、実習の目的・目標、実習方法、実習内容、実習上の注意事項等を説明し、十分な理解を得たうえで実習指導体制を準備し、実習の水準を確保する。

⑤実習水準を確保するための学生への事前指導、実習中の指導、事後評価の徹底

事前指導を徹底し、学生が限られた期間内で目的が達成できるように指導する。教員ならびに実習指導者は事前に学生の面談を行い、実習に臨むレディネスを確認するとともに学生が作成した実習計画を点検し、必要な指導を行って学生が十分な準備のもとに積極的に実習に取り組むことができるように配慮する。

実習中、学生が患者を看護する場合は、患者の安全に注意しながら学生の看護が効果的に行われるよう、教員あるいは臨地実習指導者が指導を行う。毎日実施される学生カンファレンスでは教員と臨地実習指導者が学生に対して指導・助言を行うとともに、学生が提出する実習レポートを点検して学生の実習状況を把握し、実習目的が達成できるように必要な指導を行って実習の水準を保つ。

実習期間の中間と実習後に行われる教員と実習指導者による実習体制の評価では、課題と改善方策について検討し、その後の実習の質の向上と水準の確保を目指す。

（４）実習先との連携体制（連絡体制、実習の達成目標等の共有方法、研修会の実施等）

①実習指導者会議

実習分野ごとに本学教員と実習施設の指導者が合同で開催する実習指導者会議を中心に実習先との連携を図る。会議の責任者は各分野の教授とする。

実習開始前の実習指導者会議では、本学の教員が、各看護分野、各施設、病棟ごとの外来の看護システムやケアの方法、患者・利用者の特徴、治療等の特徴を知り、実習施設の臨床指導者やスタッフとのコミュニケーションを図る。また、実習の目的・目標、実習の具体的内容、学生の事前学習の状況、実習中の事故防止策、事故が発生した場合の対応、評価の基準・方法等を実習指導者と共有する。

実習終了後には、学生の評価に関する情報を共有する。また、実習状況を振り返って内容や方法等の評価し、次年度に向けての改善策を検討する。特に、ヒヤリハット・インシデント・アクシデントについて調査し、医療事故を防止するための予防対策を推進する。

②実習中の連携・連絡

毎日、指導教員と実習指導者が打ち合わせを行って実習日程と内容、学生の状況を確認し、緊密に連携しながら実習指導を行う。終了時の打ち合わせではヒヤリハット・インシデント・アクシデントの有無、問題点等を確認し、その後の実習に向けて改善の方策を検討する。

③実習指導者研修会

臨地実習委員会が主催し、専任教員、専任助手、非常勤実習助手、実習施設の指導者、実習指導者をめざす者等を対象とし、実習指導の具体的方法や技術の向上、指導上の課題の検討等を行って指導力の向上に努める。また、要請があれば実習施設が行う看護師の研修会に教員を講師として派遣したり、講義に支障のない範囲で大学の図書館や実習室などの施設・設備・機器の利用を認めたりして、実習施設の看護師の研究や研修を支援して看護の向上に貢献する。

（５）実習前の準備状況（感染予防対策、保険等の加入状況）

実習要項に感染症対策、個人情報保護に関する誓約、事故防止等の手順を記載し、実習前のオリエンテーションならびに実習中の指導を通じて学生・教員・実習関係者に周知徹底を図る。

①感染症予防対策

学生は、感染予防のために入学直後の健康診断でツベルクリン検査、胸部X線検査を行う。ツベルクリン検査が陰性の場合には、BCG接種を受ける。また、実習の前には、麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体価検査を受けるように学生に指導する。抗体がない場合にはワクチン接種を義務付け、接種証明を提出させる。インフルエンザワクチンの接種も推奨する。実習前のワクチン接種ならびに感染症発症時のフローチャートは実習オリエンテーションで学生に周知徹底する。

②個人情報の保護、守秘義務の遵守

講義、演習で個人情報保護の重要性と守秘義務について理解させるとともに、実習開始前のオリエンテーションでも繰り返し指導し、「実習の履行並びに個人情報等の保護に関する誓約書」の提出を全員に義務付ける。また実習で学生が担当する予定の患者または家族には「看護学生の臨地実習協力に関するお願い」を提示し、学生が担当させていただく上での基本的な考え方やプライバシーの保護などについて十分説明し、書面にて同意を得る。

実習中も各学生に注意喚起するとともに担当教員が常に個人情報を守られているかを見守り、

個人情報の保護、守秘義務について徹底して指導する。

③事故防止ならびに対処についての事前指導の徹底

実習生は、講義・演習で学んだ知識と技術を用いて、教員や実習指導者の指導のもとで患者・利用者への看護を実践する。実習生も病院や施設に勤務する看護職員と同様に「注意義務」（結果予見義務・結果回避義務）が課せられており、患者の安全を守る必要があり、かつ、自身の安全も守る必要があることを徹底して指導する。オリエンテーションを含む事前指導では、「ヒヤリハット・インシデント・アクシデント時のフローチャート」を示して事故防止指導を徹底する。また、臨地実習委員会は、実習中のヒヤリハット・インシデント・アクシデントについて調査し、医療事故を予防するための対策を推進する。

（６）事前事後における指導計画

臨地実習は講義や演習で得た知識や技術を統合し、科学的思考のもとに実践する場であり、看護専門職として必要な看護実践能力を身に付ける重要な科目である。この実習の目的・目標を十分理解させるとともに、実習前には関連科目の既習事項の整理、研究課題の検討、事故の未然防止と発生時の対応などの指導を行って、実習の目的を安全に達成することができるよう十分な事前準備と事後指導を行う。

①事前オリエンテーション

前述の「（１）実習計画の概要④学生へのオリエンテーションの内容、方法」で述べた全体オリエンテーションと実習領域ごとのオリエンテーションにおいて、当該年度の実習についての指導を徹底する。

②個人面談

実習開始前には実習担当教員による個人面談を行って次の点について確認し、必要に応じて個別指導を行う。

A. 実習生としての自覚、実習に対する意欲、積極性などの個性の把握

B. 事前学習の状況、感染予防対策などの準備状況の確認

C. 実習に対する質問、相談事項

実習終了後は、実習で学んだことの情報交換と課題の提示を行って、それぞれの実習施設またはグループで学んだことの共有と課題の解決を図り、知識と技術の統合を図る。具体的には次の内容を計画している。

③実習報告会

実習グループごとの報告（実習成果、問題点、今後の課題等）を通じて、実習での学びを学生同士で共有する。また、次の実習に向けての課題を明らかにし、準備学習に取り組ませる。

④実習後の個人面談

実習後のフィードバックの機会として教員による個人面談を行う。面談ではそれぞれの学生の学習内容と目標の達成度、評価、課題を明らかにし、その課題に取り組んでいけるように支援する。その際、各学年の実習の成果や課題が翌年度の実習に生かされるよう配慮する。

また、実習に対する取り組み方や心理的負担などにより、継続的な指導が必要な場合は次の実習担当教員に引き継ぎを行う。

（７）実習施設における指導者の配置計画

各実習施設には、実習分野の資格（看護師、保健師等）をもつ指導者をグループごとに最低１人を配置するよう依頼する。臨床経験が豊富で、可能な限り実習指導者養成講習会もしくは研修会を受講した看護師を中心に指導を依頼する。実習指導者養成講習会もしくは研修会を受講した看護師がいない場合は学校側の実習責任者と実習施設側の責任者とが協議し、学生を指導することができると認められる看護師に担当を依頼する。その場合は、事前に実習施設と協力して本学の臨地実習委員会が研修会を実施し、実習指導の質を保つ。

（８）成績評価体制及び単位認定方法

①各施設の指導者と大学側の指導者との評価方法・連携

臨地実習の成績評価は、各科目の実習担当教員と臨地実習指導者の意見を加味し、本学の単位認定者である実習責任者（教授）が評価する。評価は、各実習科目の実習目標に照らし、実習内容の到達度、実習態度から総合的に行う。

②大学における具体的な成績評価体制、単位認定方法・基準

- ・実習の成績評価の基準は、A：80点以上、B：70～80点未満、C：60～70点未満、D：60点未満（不合格）である。
- ・単位認定は秀明大学学則及び看護学部履修規定に準ずる。
- ・単位の認定は実習科目毎に行う。
- ・出席が実習時間の4/5に満たない場合は、単位認定を受けることができない。
- ・成績評価の結果、不合格となった場合、その科目を再履修しなければならない。

（９）実習指導体制と方法

①各班のスケジュール表

原則として、1学年80人を10の班に分け、1班あたり8人とする。各班の全体スケジュールは臨地実習計画表のとおりである。

②担当専任教員及び助手の配置と指導計画

教員及び助手は、1人につき1～2つの実習班を担当し、臨地における学生の学びが深まるようにきめの細かい指導を行う。実習中の指導教員は原則、実習生とともに実習施設に赴いて指導に当たるが、1年次の「基礎看護学実習Ⅰ」「公衆衛生看護学実習Ⅰ」の見学実習および3年次の「在宅看護学実習」を行う訪問看護ステーションと4年次の「公衆衛生看護学実習Ⅱ」の実習先である各市保健センターは1度の実習で受け入れることができる実習生が2人程度であり、実習施設の数が多くなるため、巡回指導とする。また、実習指導の教員が同時に授業を担当する場合は、無理のない時間割を組むこととする。実習期間の教員配置と時間割モデル

③助手及び非常勤助手の採用基準、実習指導における役割、専任教員との連携体制等

A. 採用基準

学位は学士以上とし、看護師として該当する看護領域での実務経験が3年以上あり、看護師の養成に意欲と関心を持つ者とする。なお、母性看護学は助産師、公衆衛生看護学は保健師の資格を有する者とする。看護学生の実習指導を行った経験を持つことが望ましいが、ない場合は学内ならびに実習施設での研修を必ず受けることが採用の条件である。

B. 実習指導における役割

助手は専任、非常勤を問わず当該分野の教員の指導のもと班を担当して学生の指導を行う。助手が行う実習指導の責任はその指導を担当する責任教員である。

C. 専任教員との連携体制

助手は、指導の際は学生にとって教育上の不公平がなく、実習の質が確保されるよう、実習中は常に教授・准教授または講師と十分連携しなければならない。

④各段階における学生へのフィードバック、アドバイスの方法等

実習終了後は、実習報告会を開き、実習で学んだこと（実習成果、問題点、今後の課題等）を共有する。そして次の実習に向けての課題を明らかにし、準備学習に取り組ませる。その際、各学年の実習の成果や課題が翌年度の実習に生かされるよう配慮する。

また、実習後、個々のフィードバック、アドバイスの機会として実習担当教員による個人面談を行って、それぞれの学生の学習内容と目標の達成度、評価、課題を明らかにし、学生がその課題の解決に主体的に取り組んでいくよう支援する。実習に対する取り組み方や心理的負担などにより、継続的な指導が必要な場合は次の実習担当教員へも引き継ぎを行う。

⑤学生の実習中、実習後のレポート作成・提出等

実習中ならびに実習後には次の記録、レポートの作成を学生に課す。

- ・実習記録（毎日）
- ・実習後のレポート

実習記録は指導担当教員に提出、その指導を受ける。

実習後のレポートは科目責任者の指示のもとに定められた期限までに提出する。

（10）大学と実習施設との連携体制と方法

①実習前、実習中、実習後等における調整・連携の具体的方法

「（４）実習先との連携体制」で述べたとおりである。

実習前と実習後は実習指導者会議を開催して連携を図る。実習中は、教員と実習指導者が毎日行う打ち合わせによって学生の実習状況を把握しながら指導に当たるとともに、ヒヤリハット・インシデント・アクシデントについて常に把握し、その防止と対応に当たる。

②各施設での指導者の配置状況と連携会議等の開催計画

各施設での指導者の配置状況は「（７）実習施設における指導者の配置計画」で述べたとおりである。

連携会議等の開催計画は「（４）実習先との連携体制（連絡体制、実習の達成目標等の共有方法、研修会の実施等）」で述べたとおりである。

③実習施設が専門学校の実習も受け入れている場合、実習目標や実習内容等、大学教育としての実習の質の確保に関する具体的な配慮方策

実習施設が専門学校の実習も受け入れている場合、本学の実習目標や実習内容と専門学校の実習目標や実習内容の違い等を事前に検討する。その上で、本学の実習目標が達成できるように、実習施設の看護職員に実習目標・実習内容について説明し、理解を深めてもらい、実習の質が確保できるように調整する。

④緊急時の連絡体制等

万が一、インシデント、アクシデント（事故）が発生した場合は、インシデント発生時の報告ルート、アクシデント（事故）発生時の報告ルートおよび実習施設の規定に従い、その指示に基づいて適切に対処する。

学生と教員はインシデントレポート・アクシデント報告書を速やかに作成し、大学に提出する。臨地実習委員会は再発防止のための対策案を作成し、学部長に提出する。

（11）教育課程と指定規則等との対比表

1 1. 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的な計画

(1) 実習先の確保の状況

看護学部学生は、2年次の7月末、語学研修を中心とした2週間のイギリス研修を行う。留学先はChaucer College Canterbury（チョーサー・カレッジ・カンタベリー）で、宿泊場所は学生寮である。本学とChaucer College Canterburyは、【資料43】のとおり、交流に関する相互協力包括協定書を締結している。この協定に基づいて、すでに本学の学校教師学部、総合経営学部、英語情報マネジメント学部、観光ビジネス学部の学生が留学しているが、このたびの看護学部の2週間の留学受入れについても新たに承諾書を得ている。

Chaucer College Canterburyは語学学校であり、平成20年、イギリス国内において教育機関評価認定を行なう組織の一つであるBAC (British Accreditation Council)により認可を受けている。さらに、イギリスの制度が変わり、教育機関評価認定を行う組織がBritish Council（ブリティッシュカウンシル）となったが、平成25年にはそれによっても認可を受けた。また、平成27年8月には事前連絡なしに行われるスポットチェック監査でも合格し、イギリスの制度に基づいた正式な教育機関としての質を十分備えている。

【 Chaucer College Canterbury 住 所 】 University Road, Canterbury, Kent, CT2 7LJ England

【 Chaucer College Canterbury ホ ー ム ペ ー ジ 】
<https://www.chaucercollege.co.uk/canterbury/>

(2) 実習先との連携体制

すでに「2. 学部・学科等の特色」の(2)で述べたとおり、留学先であるChaucer College Canterburyには本学の学生だけでなく、系列の中学生、高校生も年間を通じて留学している。そのため、本学の英語情報マネジメント学部の教授と観光ビジネス学部の准教授が現地に常駐して、

Chaucer College Canterburyのスタッフと緊密に連携を取って留学を運営している。

また、留学の際は必ず2～4人の専任教員が引率し、学生寮に宿泊して学生と寝食を共にして指導に当たっており、看護学部の場合も同様の体制を取る。Chaucer College Canterburyの教員も長年にわたって本学の学生を指導しており、経験が豊富で安心である。

(3) 成績評価体制及び単位認定方法

この留学は全員参加を原則とし、留学中に学んだ英文資料についてのレポートは2年次前期の「看護英語リーディングⅠ」の成績評価の対象の一つとする。なお、経済的または健康上などの理由から参加できない学生には、国内で同様の英文資料を読ませて提出させるレポートを成績評価の対象の一つとし、不利益がないように配慮する。評価は「看護英語リーディングⅠ」を担当する教授が行う。

1 2. 管理運営

本学は「秀明大学組織規程」に基づいて以下のとおり意思決定組織を整備し、権限と責任を明確にして教学面での管理運営を適切かつ機能的に行っている。

(A) 学長

学校教育法第92条第3項「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」に基づき、本学の学長は全ての校務において最終意思の決定権限を有するとともに責任を負っている。この学長のもとに幹部会、教授会、各学部、教務部・学生部・就職部、各種委員会を置くとともに校務分掌によって専任教員が校務を分担し、学長の指揮命令権に基づくガバナンス体制を整えている。

なお、学校教育法施行規則の改正に伴い、学長は「秀明大学教授会意見聴取事項」、「秀明大学学生懲戒規程」、「学生の願いによる休学、転学、留学、退学の取扱い」を定めている。

(B) 幹部会

学長を補佐する機関として各学部長、教務・学生・就職の各部長、FD委員長に加えて、教員と事務職員の協働ならびに理事会との連携を図る必要から事務局長が参加する幹部会を置いている。この幹部会は学長が主催し、学長が最終意思の決定を行う上で必要な情報の収集や連絡・協議を行い、十分な意思の疎通のもとに学長がリーダーシップを発揮することができる体制を整えている。

(C) 全学教授会ならびに学部会

学校教育法第93条ならびに「秀明大学教授会規程」に基づき教授会を置いている。全学教授会は学長が毎月1回招集し、原則、教授が出席しているが、必要に応じて准教授以下の教員も招集することができる。全学教授会は教育研究に関して審議するもので、特に学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めた「秀明大学教授会意見聴取事項」については必ず審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる義務を負っている。なお、ここで言う「審議」は決定権を持つものではなく、最終意思の決定権限は学長が有している。学部会は各学部在教育研究に関して審議するもので、原則週1回、学部長が主催している。この学部会には学部所属の教授だけでなく、全専任教員が出席することができる。学部会の審議結果は学部長から学長に報告され、必要に応じて全学教授会、幹部会の審議を経て学長の最終決裁のもとに執行される。

(D) 教職員連絡会

学長を最終意思の決定者とする管理運営体制の確立とともにその円滑な機能を目的として教職員連絡会を開催している。学長が主催し、原則月1回開催するこの教職員連絡会は、学長はじめ幹部教職員が全教職員に対して連絡を行う場であって審議機関ではないが、十分な意思の疎通と共通理解のもとに学長がリーダーシップを発揮するうえで大きな役割を果たしている。また、教員だけでなく事務職員も参加することから両者の協働体制の確立にも大きな役割を果たしている。

(E) 各種委員会

本学では学長のもとに各種委員会を置いている。委員会は学長の校務執行を補佐するもので、入試委員会、FD委員会、学生委員会、教養教育委員会、国際交流委員会など、主に教育と研究の質の向上、学生の厚生補導を目的として置かれている。その活動は委員長から学長に報告され、学長の決裁のもとに運営されている。

13. 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価は、「秀明大学自己点検・評価に関する規程」の第2条に定める「秀明大学自己点検・評価委員会」が中心となって行う。委員会は、学長（委員長）、FD委員長（副委員長）、各学部長、入試委員長、教務部長、学生部長、就職部長、図書館長、秀明IT教育センター長、事務局長、その他、委員会が必要と認めた者から構成されている。

(2) 点検・評価項目

自己点検・評価の項目は、「秀明大学自己点検・評価に関する規程」の第5条に以下のとおり定めている。

- ①大学の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標
- ②教育研究組織
- ③学士課程の教育内容・方法等
- ④学生の受け入れ

⑤教育研究のための人的体制

⑥施設・設備等

⑦図書館及び図書等の資料、学術情報

⑧社会貢献

⑨学生生活

⑩管理運営

⑪財政

⑫事務組織

⑬自己点検・評価

⑭情報公開・説明責任

（３）PDCAサイクルに基づく自己点検・評価

毎年度の自己点検・評価活動は、PDCAサイクルに基づくもので、年度初めの「経営方針案」と年度末の「経営方針の結果検証報告」によって行われる。

年度経営方針案は、各学部、教務部、学生部、就職部、FD委員会、入試運営委員会、秀明IT教育センター、英語教育センター、教職支援センター、各学年会、学校教師学部各専修、外国人留学生担当、学生寮がそれぞれ作成する。その内容は、中期目標・計画に基づく各部署の年度目標、具体的計画、過去の点検評価に基づく改善点などをまとめたものである。

年度末には各部署の責任者が、年度初めの「目標や計画」がどの程度達成されたかを検証して「経営方針の結果検証報告書」としてまとめ、学長に提出している。さらに、この検証結果を翌年度の経営案に反映（活用）することで本学のPDCAサイクルは機能している。

（４）専任教員が作成する年度末業務引継書

各専任教員は年度末に「年度末業務引継書」を作成し、学部長等の幹部責任者が点検し、前述の「経営方針」ならびに「経営方針の結果検証報告」における教学面での基礎資料となっている。

その内容は以下の通りである。

①授業・ゼミ指導の記録（シラバス、教科書・教材・レジュメ、テスト、成績評価資料、授業改善アンケート結果と対応、その他）

②担任業務の記録（学生指導記録）

③研究活動の記録

④校務分掌等、本学への貢献記録

⑤社会貢献の記録

以上のとおり、本学の自己点検・評価活動は全学体制となっており、大きな特色となっている。

（５）自己点検・評価結果の公表

2006（平成18）年度から自己点検評価活動を開始し、2008（平成20）年度には公益財団法人日本高等教評価機構による大学機関別認証評価を受審した。2009（平成21）年3月に「適合」の認定を受け、その結果をホームページ上で公表した。その後も自己点検評価活動を継続し、その結果を「2010（平成22）年度秀明大学自己点検評価報告書」としてまとめ、2011年度に本学ホームページ上で公表した。

さらに2015（平成27）年には2度目となる公益財団法人日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価を受審し、「適合」の判定を受けた。2016年4月よりその結果を「秀明大学自己点検報告書」とともにホームページ上で公表する予定である。

14. 情報の公表

(1) 教育研究活動等の情報の公表

学校教育法第113条、学校教育法施行規則第172条の2（教育研究活動等の情報の公表）ならびに「秀明大学情報公開規程」に基づいて、本学の教育研究上の目的ならびに教育研究活動の状況など本学に関する基本情報を広く社会に公表している。

公表の方法は、大学案内や学内誌『秀明』、『秀明大学紀要』などの刊行物のほか、受験生・在学生ならびにその父母、高校関係者をはじめ広く社会一般に公表することが可能な本学ホームページ上に「各種情報公開」のページを設け、以下の情報を分かりやすく一括して公表している。看護学部においても同様に積極的に情報を公開する予定である。

情報公開トップ URL <http://www.shumei-u.ac.jp/university/info/index.html>

HOME > 大学案内 > 各種情報公開

(2) 寄附行為、学則、各種計画・報告書、財務情報の公開

上記のほか、寄附行為、学則、中期計画、事業計画、事業報告のほか、「私立学校法の一部を改正する法律（平成16年法律第42号）」の趣旨に基づき、財務情報の公開を以下のとおりホームページ上で行っている。

HOME > 大学案内 > 各種情報公開 > 寄附行為、学則、各種計画・報告書、財務情報

<http://www.shumei-u.ac.jp/university/finance.html>

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な取り組み

本学園では教育内容等の改善を図るため、本学園が設置する全ての学校の教職員が参加する研修会を毎年定期的に開催している。

また、本学では規程に基づいて学長が指名する教員によって構成されるFD委員会が中心となり、全学体制で教育内容等の改善を図るための活動に取り組んでおり、看護学部においても同様に実施する。

(1) 学園全体の研修会

① 辞令交付式研修会

年度初めの辞令交付式では、辞令交付後、法人が設置する中学・高等学校の専任教職員が合同で研修会を実施する。全体会では法人理事長、各学校の教学責任者（学長、学校長）から現状と年間目標・課題・計画についての話があり、教職員の共通理解を図っている。その後の分科会では模擬授業研修や事例やテーマに基づく研修・討議を行い、教育方法の研究や指導技術の向上、教育研究活動の発表や現状における問題の解決策の検討を行い、教育研究活動の向上を図っている。ほとんどの分科会を中学、高校、大学の教員が合同で行う点が大きな特色となっている。

② 新任教職員研修会（専任・非常勤）

毎年度、専任、非常勤を問わず新採用教職員を対象に研修会を実施する。建学の精神、教育目的と方針、厳正な授業の実施（シラバスに基づく15回の講義と学生による講義外の自主学修指導）、授業方法と管理、出席管理、成績評価、生徒・学生指導の基本、服務規律などがその内容である。

③ 夏期研修会

辞令交付式研修会と同様に法人が設置する中学・高等学校の専任教職員が合同で研修会を実施する。全体会では、教育時事に関するテーマに基づく講演や発表を行い、その後の分科会は辞令交付式と同様に模擬授業研修や事例やテーマに基づく研修・討議を行い、教育方法の研究や指導技術の向上、教育研究活動の発表や現状における問題の解決策の検討を行う。中には、辞令交付式で取り上げたテーマについてその後の報告をするなど継続的な研修も行っている。

④公開授業研修会

毎年11月、法人が設置する秀明中学・高等学校、秀明英光高等学校、秀明大学学校教師学部附属秀明八千代中学校・秀明八千代高等学校、秀明大学の一つを会場として公開授業研修会を実施している。したがって、4年に1回、各部校は他の部校に対して授業を公開している。本学は直近では平成25年度に学園の中高教員に対して公開しており、次回は平成29年度に実施する予定である。

各部校の実際の授業を公開することにより、互いの現状理解や課題・問題点の指摘、優れた授業方法の研修などを行うことにより、教育研究活動の改善と充実を図ることが狙いである。

（２）学内FD活動と業績評価

①授業改善アンケートの実施とフィードバック

教育研究活動の改善および水準の向上を図るための手段として、学生による授業改善アンケートを全学部において実施し、その結果は非常勤講師を含めた全授業担当者にフィードバックし、授業の改善に役立てている。

授業改善アンケートは前期後期各2回ずつ（前期は5月と7月、後期は11月と2月）実施する。前後期とも、第1回目のアンケート結果を受けて、残りの授業を改善していくことができるよう15回の授業のうち5回目の授業が終了した時点で第1回目を実施し、2回目は全授業終了後に実施する。

学生は、学内ポータルサイトである「Eキャンパス」を利用して匿名によりアンケートに回答する。担当が回答を促しているため、回答率は80%程度を維持している。

質問内容は以下のとおりである。それぞれに「良い」「普通」「悪い」の3段階で評価が行われている。

- 1 私語がなく、授業環境が良い。
- 2 教員の声や話し方は、明瞭で聞き取りやすい。
- 3 教科書・配布資料の利用が適切である。
- 4 授業に教員の誠実さや真剣さが感じられる。
- 5 授業の内容に興味、関心が持てる工夫がされていた。

上記の評価以外に、自由にコメントを書くこともでき、将来教師を目指す学校教師学部の学生はとてもしっかりと授業を観察している。授業改善アンケートの集計結果は、非常勤講師を含む全教員に配布され、学生にはEキャンパスを通じてフィードバックを行うと共に、授業時に担当教員から改善に向けての説明も行なっている。

アンケート結果集計後、「悪い」が回答者数の1割を超えた授業や、改善を求めるコメントがあった授業の担当者は、「授業改善アンケートの結果を受けて」をFD委員会に提出しなければならない。そこにおいて反省点や、改善点を示さなければならない。また「悪い」の割合が回答者の20%を超えた場合、その担当者は専任非常勤を問わず、所属学部長のヒヤリングを受けなければならない。このような取り組みの結果、アンケートの評価は毎回高い数値を維持している。

②全学教員研究発表会と『秀明大学紀要』の発刊

教育研究活動の活性化のため、FD委員会主催の「全学教員研究発表会」を実施している。発表会では、教員が現在進めている研究内容、授業活動、教育実践などについての発表を行い、全教員による質疑応答、意見交換を通して、教育研究活動の質の向上を目指している。

この発表会での発表ならびに年度ごとの研究成果のうち、査読を受けて一定の評価を受けたものを『秀明大学紀要』として刊行している。

③教育研究業績の評価と年俸への反映

本学は年俸制を導入しており、毎年度、年度末に教職員の業績評価を行い、次年度の年俸の査定に反映させている。教育研究業績はその査定において重要な項目であり、教育研究活動を充実・活性化させる要因の一つとなっている。

16. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1) 教育課程内の取組について

①社会的・職業的自立の基盤を基礎分野で修得

教育課程の基礎分野科目（全学総合基礎科目、共通科目、基礎科目）は、社会的・職業的自立の基盤となる基礎的な知識・技能・態度と豊かな人間性を修得することを目的としている。そのため、この分野には「国語表現法」「日本近代史」「日本現代史」「世界近現代史」「思想史総論」「心理学総論」「法政治学総論」「経済社会学総論」などのほか、英語・情報リテラシー、教養数学、教養生物学、総合教養演習など、いわゆる教養科目（人文、社会、自然）を配置している。このうち、「総合教養演習」は看護学部専任教員が担当する必修科目（1～3年次前期）で、初年次教育（アカデミックスキルの修得）から看護職の理解（社会的使命・役割や必要となる資質・能力・態度等）、看護職としてのキャリアプランニング能力などを身につけるものである。

②「基礎看護学実習Ⅰ」をはじめ、臨地実習で職業的自立のための実践的な能力を涵養

専門分野Ⅰの「基礎看護学実習Ⅰ」（1年次配当）は、社会的・職業的自立のための導入科目である。医療現場における見学を通して、看護職の役割や看護の実態、看護に関わる社会的情勢を理解するとともに、看護職に対する興味関心を高め、職業選択に対する意識を涵養することが目的である。

また、領域ごとに実施する臨地実習は、看護現場における実習体験を通して、看護職として自立するために必要な職業人としての自覚や態度、社会的責任と使命、職業倫理などを身に付けるとともに、看護職としての実践的な能力の養成を図ることとしている。

(2) 教育課程外の取組について

①就職ガイダンス、

学生が就職活動への意識を高め、最善の就職活動が出来ることを目的として、やはり第一線で活躍している企業マンによる就職ガイダンスを開催（後期）している。このガイダンスでは、必修科目「教養総合演習」とリンクさせ経営系全学部の80%以上の学生が出席しており学生の就職に対する関心の大きさを示している。留学生の就職支援は国際交流センターが主体となって行っているが、就職課との緊密な連携の下で日本人向けの支援とまったく同じ支援を受けることができるようになっている。留学生固有の支援として東京外国人雇用サービスセンターの職員による外国人留学生向け就職ガイダンスも実施している。就職課では、就職ガイダンスに出席できなかった学生を対象に随時、小規模のものを実施している。

②キャリアサポート講座

就職指導・支援を一層充実したものにするため、毎週ハローワークの職員が来学して、具体的な就職支援を提供している。また、様々な業界の実態を学生が学修できるように、第一線で活躍する講師を招き、正規の授業として選択科目の「キャリアサポート講座」を開講している。2年生以降の選択科目ではあるが、例年3年生の就職希望者の6割以上が受講し、キャリア教育の上で大きな役割を果たしている。

③インターンシップ

本学では学生の社会的・職業的自立を支援するため一般企業でのインターンシップへの参加を積極的に奨励し、職業体験の中で自分の適性や能力を早期の段階から自覚させ、その後の就職活動の励みになるようにしている。対象の学生は2年～4年の希望者である。実習前には、インターンシップ参加の心構えや、実習日誌の書き方などの諸注意事項の具体的な説明など、数回にわたり十分な時間をかけた事前指導を行っている。

また、本学では、いきなりインターンシップに参加することに抵抗がある学生のために、短期で就業体験を味わうことができる職務体験という制度を設けている。期間は1週間で1年次から参加することができる。看護学部の学生もこのインターンシップ、職務体験に参加できるようにする。

④学生委員会活動による社会的・職業的自立に必要な資質・能力の涵養

本学の学生委員会は全学部の学生が参加する組織である。学生委員会は新入生歓迎会、大学祭、スポーツデーなどの行事やサークル活動の運営などによって、社会的・職業的自立の基盤となる計画性、自律性、協調性などを育成する場となっている。看護学部学生もこれに参加する。

(3)適切な体制の整備について

本学看護学部看護学科ではキャリア形成のため、適切な体制を整備して入学時から関連する保健・医療・福祉機関の状況や看護職者に対する要望などを常に収集しながら、キャリア支援への活用を目指す。

①看護学部キャリア教育委員会

社会的・職業的自立を図るために、看護学部キャリア教育委員会を置く。看護学部キャリア教育委員会は全学共通の就職支援センターと連携して、社会人としての資質を養うためのセミナーやインターンシップのほか、看護師・保健師の仕事に関するガイダンスや現場で活躍する看護師、保健師を招いての講演会、医療機関による採用説明会、国家試験対策指導など、年間を通じて進路・就職指導及び相談活動を行い、社会的・職業的自立を支援する。

②担任制

本学の既存学部ではすべて担任制を導入しており、看護学部も同様に担任を置く。看護学部の専

任教員が1年次から卒業まで担任となり、就職支援センターと連携しながら、初年時の適応指導、学習支援、生活支援、国家試験対策支援、就職支援など社会的・職業的自立のための相談・指導を継続的に行う。

③就職支援センター

就職支援センターでは全学部の学生を対象にキャリア形成ならびに就職活動の支援を行っている。このセンターに看護学部専用コーナーを設け、職員1人を担当として進学・就職情報を随時提供する。また個々の学生の相談に対応すると同時に、看護学部キャリア教育委員会、担任教員とも連携してキャリア支援の体制を強化する。具体的な取り組みは以下の通りである。

- ・社会人としてのマナーなどを身に付けるためのセミナー
- ・国家試験対策支援
- ・インターンシップ支援
- ・就職、進学に対する情報提供 など